

垂見保育園しおり（重要事項説明書）

(2025年 4月 1日現在)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 知新福祉会 垂見保育園
代表者名	理事長 大橋 真一
法人の所在地	福岡県柳川市三橋町垂見 980-1
法人の電話番号	0944-73-6742
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営

2 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと

3 運営方針

養護と教育を一体的に行い、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培います。

4 保育所の概要

名称	垂見保育園
所在地	福岡県柳川市三橋町垂見 980-1
電話番号	0944-73-6742
法人創立年月日	昭和63年12月 5日
事業認可年月日	昭和63年12月21日
施設長氏名	大橋 真一
利用定員	0歳児 ・・・ 10名 1・2歳児 ・・・ 40名 3・4・5歳児 ・・・ 70名 計120名
職員数	26名
特別保育の実施状況	障がい児保育、延長保育(1時間)、一時保育
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の専門性を高めるためにすべての職員に月1回園内研修及び随時園外研修を実施
嘱託医	松尾医院
嘱託歯科医	石田歯科医院

5 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	午前7時から午後7時まで
保育時間	短時間・・・午前8時から午後4時まで 標準時間・・・午前7時から午後6時
休所日	日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

6 施設の概要

敷地面積	1980.00m ²
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積933.86m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室面積137.09m ² 、調理室面積46.00m ² 、保育室遊戯室面積337.43m ² 、調乳室5.00m ² 、乳幼児用トイレ5箇所、屋外遊戯場1246.00m ²

7 職員体制（令和7年 4月 1日現在）

職名	人数	
園長	1人	保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任保育士	1人	園長を補佐すると共に、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する
保育士	19人	保育計画及び保育課程の立案とその計画、家庭に基づくすべての子供が安定した生活を送り、充実した活動ができるように保育を行う。
調理員	2人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動
事務員	1人	経理その他の庶務
看護師	1人	子供の健康管理と当園全般の衛生管理を行う
子育て支援員	3人	子供が成長できる環境や体制が確保されるという形で貢献していくよう保育士の補助をし保育を行う。
補助職員	1名	
嘱託医	1人	当園の子供の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う
嘱託歯科	1人	当園の子供の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う

8 提供する保育の内容

本園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供をする。

(1) 通常保育 第7条第1項に規定する時間において保育を提供する。

(2) 延長保育

(3) 一時預かり事業



※自主事業を含む

9 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

- 1 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託受けたときは、これに応じる。
- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

10 保育料について

- ・令和元年10月1日から満3歳になった後の4月1日から、小学校入学前までの3年間無償化になります。
- ・0～2歳までの子どもについては住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

11 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は、柳川市が決定します。

(2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

- ① 絵本代 1歳児以上 毎月400円程度（年齢等によって異なります）
- ② 道具代 3歳児3,070円程度、4歳児990円程度、5歳児3,350円程度、
(4歳児5歳児の新入園児は別途4,120円程度)
- ③ 給食費 3歳以上児 月5,500円（主食費 1,000円 副食費 4,700円）
- ④ 上記のほか、カラー帽子、体操服、園児服を負担いただきますが、徴収額は年齢等によって異なります。

また、保護者会から保護者会費の徴収があります。

(3) 延長保育

短時間の場合は16時以降1時間につき100円

標準時間の場合は18時から19時まで100円
の利用料がかかります。

12 給食について

当園の給食方針	笑顔でおいしく楽しく正しい食生活で健康な体と精神をつくる
昼食・おやつ	新鮮で豊富な食材を、清潔に安全に丁寧に調理します。手づくりおやつを中心とします。
アレルギー等への対応	アレルギー食材に対して除去食ならびに代替食の対応となります。 また個別に要望があれば対応いたします。

1.3 年間行事予定（令和7年度）

月	行事内容
4月	入園式、内科検診、歯科検診
5月	誕生会（4. 5. 6月）
6月	保育参観、尿検査
7月	水遊び、七夕まつり、夕涼み会（年長児）
8月	保育参観
9月	誕生会（7. 8. 9月）
10月	運動会、誕生日会（10. 11. 12月） 内科検診、歯科検診
11月	秋の遠足、保育参観
12月	クリスマス会、もちつき、はっぴょう会
1月	初詣、誕生日会（1. 2. 3月）
2月	豆まき、保育参観、おわかれ遠足、太宰府天満宮参拝（年長児）
3月	卒園式
◎毎月の行事	
○交通安全指導日 ○避難訓練・防火訓練・不審者対策・地震対策 ○英語教室・体育教室（3歳以上児） ○身体測定	

1.4 緊急時に等における対応方法

- 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、委託元市町村、及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

1.5 非常災害対策

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及びその他必要な訓練を実施する。

1.6 虐待の防止のための措置

職員は、乳幼児の虐待が疑われる場合には、乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村に通報するものとする。

1.7 苦情申し出窓口

社会福祉法の規定により利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。
苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し苦情解決に努めます。